

（維持管理）

第37条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第36条の2から第36条の6までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

※ 改正経過：追加〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成17年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されるものに係る維持管理について定めたものである。

【解説】

本条は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備等に対する維持管理の義務を規定したものであるが、設備を設置している者の維持管理作業という行為を義務付けたものではなく、設備の状態が維持管理されているものであることが求められる。なお、当該維持管理にあつては、法第11条による許可を受けた危険物製造所等に求められる定期点検の義務とは異なり、定期的な点検及び点検記録の保存義務等は生じないが、少量危険物施設からの流出事故防止の観点から、自主的なチェック表等を用いて、定期的な点検及び維持管理を行うことが望ましい。